

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

3月1日午前零時、6府県の緊急事態宣言が解除され、残る首都圏1都3県でも、週内には最終的に解除の是非が判断される見通しとなりました。

安全かつ安心してワクチン接種が進んで「感染防止」と「経済回復」が軌道に乗るまでは・・・コロナ禍での「補助金」「助成金」「一時支援金」「減免申告」「確定申告」「給付金」手続き等々、従来にも増して、力強く事業継続をサポートして参ります。迅速かつ適切な情報収集・対応が、とても重要な時期でもあります！ご質問・ご相談などがございましたら、どうぞお気軽に、早めにお問い合わせくださいませ！！

3
2021



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

4月1日から完全義務化スタート 消費税の総額表示

消費者に対する価格表示に関して、消費者が分かりやすいよう、消費税（地方消費税分も含む。以下同じ）を含めた価格での表示

（以下、総額表示）が法律上義務付けられています。ただし特例により、総額表示が猶予されていました。この特例が令和3年3月31日で失効し、翌日の4月1日から総額表示の完全義務化がスタートします。総額表示の概要を確認しましょう。

■総額表示しなければならない場合

総額表示は、すべての価格について義務化されているわけではありません。総額表示の対象となるものは、次のとおりです。

【総額表示の対象となるもの】

事業者が**不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示**する場合

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツ施設など、会員のみを対象とした商品の販売やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対

象に行われている場合には、総額表示が必要となります。

また、総額表示場所（媒体）は問いません。店頭であっても、インターネット上であっても、総額表示が必要であれば、必ず総額表示が求められます。

■総額表示が求められない場合

他方、総額表示が求められない場合があります。主なものは、次のとおりです。

- ・取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等
- ・専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されないような商品の販売又はサービスの提供
- ・そもそも価格を表示していない場合
- ・希望小売価格
- ・値引き販売の際に行われる「○引き」「○円引き」

■総額表示例

総額表示例をいくつか示しました。ご参考ください。

【総額表示例】税込価格11,000円（税率10%）の商品表示

総額表示として認められる

11,000円

11,000円（税込）

11,000円
（うち税1,000円）

11,000円
（税抜価格10,000円）

10,000円
（税込価格11,000円）

11,000円
（税抜価格10,000円
税1,000円）



総額表示として認められない

10,000円（税抜）

10,000円（本体価格）

10,000円 + 税



テレワークに係る事業者の費用負担と給与課税

働き方改革の一環として国が推進してきたテレワーク（以下、在宅勤務）。現状では新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国や地方公共団体から事業者に対して、在宅勤務を促し、出勤率引下げの協力を求めています。この在宅勤務については、従業員の自宅の環境整備に伴い生じる費用や、在宅勤務中に発生する諸費用があります。これらの費用を事業者が負担する場合、給与課税となるのでしょうか。

国税庁が1月15日に公表した「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」より、いくつかのケースを例に課税の取扱いを確認しましょう。

■ 原則的な取扱い

在宅勤務をするために通常要する費用について、その費用を負担した従業員に対して事業者が実費相当額を精算する場合には、給与として課税する必要はありません。

■ 在宅勤務手当

【例】

在宅勤務手当として、一律1ヶ月あたり5,000円を従業員へ支給するケース

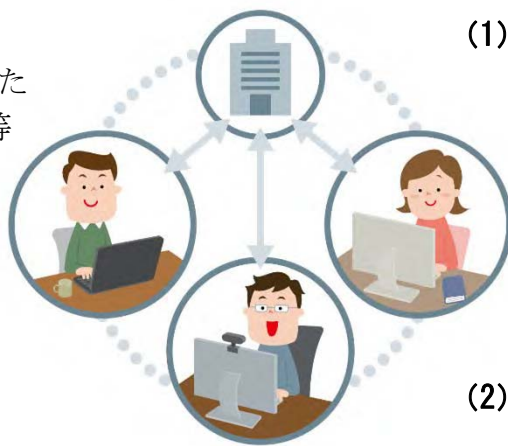
このケースは実費の発生如何に関わらず、一律に支給されるものであるため、「**給与として課税**」します。

■ パソコンの支給

【例】

事業者が在宅勤務を行うに際して必要となるパソコンを用意し、従業員へ支給したケース

このケースは、パソコンの所有権が誰にあるのかで課税関係が異なります。



(1) 所有権が会社にあるケース

会社所有権があるままパソコンを従業員へ支給するということは、“貸与”しているにすぎないため、この場合は給与として課税する必要はありません。

(2) 所有権が従業員にあるケース

従業員に所有権があるということは“現物給与”と考えられるため、「**給与として課税**」します。

■ 通信費・電気料金

在宅勤務を行うにあたり発生した通信費や電気料金については、業務に係る部分を合理的に計算して精算を行った場合には、給与として課税する必要はありません。

なお、この合理的な計算方法の詳細をお知りになりたい方は、当事務所までお問い合わせください。



年休の計画的付与制度と運用時の留意点

厚生労働省が公表した2020年の就労条件総合調査（以下、調査）では、年次有給休暇（以下、年休）の取得率が56.3%となり、前年の52.4%から上昇しました。また、計画的付与制度がある企業は43.2%で、前年の22.2%から約2倍に増えています。これらの背景には、2019年に始まった年休の取得義務化があると推測されます。今後も計画的付与制度の導入を検討する企業が多くなることが予想されるため、ここではその運用と留意点について確認しておきます。

■ 年休の計画的付与制度

年休の計画的付与制度とは、年休の付与日数のうち5日を超える残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。調査結果を確認すると、計画的付与制度を導入する企業の多くが5～6日の計画的付与を行っています。

■ 計画的付与の方法

年休の計画的付与を行う方法として、次のような付与の仕方が考えられます。

- ① 企業や事業場全体の休業による一斉付与
- ② 班・グループ別の交替制付与
- ③ 年休付与計画表による個人別付与

どのように付与をするかは労使に委ねられており、労使協定に具体的な付与の方法を記載することになっています。

例えば、製造業などで一斉にラインを止めた方が効率的な場合には、①の方法が合致します。

計画的付与を5日以上とすることで、年休の取得率が向上することが見込まれ、取得義務化を強力に推進することができます。ただし、新たに計画的付与制度を導入した場合、希望する日に年休を取得したい従業員にとって、自由に取得できる日数が少なくなるため、不満を抱きやすいという課題も存在します。制度導入時は労使で十分議論するとともに、一度に5日を付与日とするのではなく、1～2日から始めるといった工夫をするとよいでしょう。

■ 計画的付与の運用上の留意点

(1) 対象者の決定

次のような従業員は、休業日や退職日以降の日が計画的付与日になる可能性があります。

- ✓ 育児休業や産前産後休業の取得予定者
- ✓ 退職予定者

計画的付与の対象者は労使協定で定めることができるため、あらかじめ対象から外しておくといよいでしょう。

(2) 年休付与されていない従業員への対応

左記①を行うと、計画的付与日に年休が付与されていない従業員（新規採用者等）がいる場合があります。この従業員を計画的付与日に休ませることについて、無給の欠勤扱いとすることはできないため、このような場合は、次のいずれかの方法で対応する必要があります。

- 特別休暇（有給）
- 休業手当として平均賃金の60%以上を支払う



最新データでみる 都道府県別の民営事業所数

2020年12月に、都道府県別の民営事業所（以下、事業所）数に関する最新の調査結果※が発表されました。ここではその中から、都道府県別の事業所数と増減をみていきます。

■全国の実業所数は640万程度に

上記調査結果から、全国と都道府県別の事業所数と2016年からの増減率をまとめると、下表のとおりです。

2019年6月時点の全国の実業所数は約640万事業所で、2016年の調査結果から14.7%の増加となりました。都道府県別では、東京都が91.4万事業所で最も多く、大阪府が51.4万事業所で続いています。その他、神奈川県と愛知県も36万事業所を超えました。

一方、最も事業所数が少ないのは鳥取県で、2.8万事業所です。島根県と高知県も4万に満たない事業所数となりました。

■増減率は全都道府県でプラスに

2016年からの増減率をみると、東京都が最も高く33.3%の増加です。大阪府と神奈川県も20%以上の増加となりました。

一方、増減率が最も低いのは新潟県で3.7%の増加、岩手県も3.8%の増加となりました。とはいえ、すべての都道府県で事業所数が2016年から増加するという結果になりました。

2021年はさらに詳細な調査が行われますが、コロナ禍の影響がどのように数字に表れるのか、気になるところです。

2019年の都道府県別事業所数と2016年からの増減率（事業所、%）

	事業所数	増減率		事業所数	増減率		事業所数	増減率
全国	6,398,912	14.7	富山県	56,293	6.9	島根県	36,909	4.0
北海道	259,247	11.2	石川県	65,403	6.7	岡山県	94,081	12.8
青森県	62,373	5.6	福井県	45,339	6.8	広島県	145,400	10.9
岩手県	61,696	3.8	山梨県	47,448	9.9	山口県	67,529	7.6
宮城県	111,185	9.0	長野県	115,016	6.6	徳島県	40,356	9.0
秋田県	51,473	4.1	岐阜県	106,091	5.7	香川県	52,433	9.5
山形県	58,836	4.0	静岡県	189,862	8.6	愛媛県	70,499	8.1
福島県	94,820	7.6	愛知県	363,784	12.7	高知県	38,441	6.1
茨城県	128,847	9.2	三重県	84,623	6.6	福岡県	260,232	16.7
栃木県	93,113	5.4	滋賀県	63,832	12.7	佐賀県	40,291	5.7
群馬県	100,536	9.3	京都府	138,744	16.9	長崎県	67,725	7.2
埼玉県	284,566	13.4	大阪府	513,797	21.6	熊本県	85,857	15.9
千葉県	230,763	17.4	兵庫県	253,169	13.9	大分県	60,356	10.9
東京都	913,912	33.3	奈良県	55,545	15.2	宮崎県	56,226	6.8
神奈川県	369,446	20.2	和歌山県	54,434	12.9	鹿児島県	82,796	7.2
新潟県	119,194	3.7	鳥取県	27,736	4.9	沖縄県	78,658	16.3

総務省「令和元年経済センサス-基礎調査」結果より作成

※総務省統計局「令和元年経済センサス-基礎調査 調査の結果」

一部産業の個人経営事業所を除く事業所を対象に、2019年6月から2020年3月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/kekka.html>



テレワークでは どのような業務を行っているのか

2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出されました。企業に対して、改めてテレワークの推進が求められています。ここでは2020年10月に発表された調査結果※から、企業がテレワークで行っている業務や今後テレワーク化したい業務などをみていきます。

■メールや会議の利用割合が高い

上記調査結果から、テレワークで行っている具体的な業務・実施方法と、新たにテレワーク化したい・利用を拡大したい（以下、始めたい・拡大したい）具体的な業務・実施方法の割合をまとめると、下表のとおりです（カッコ内の数字は回答数）。

企業がテレワークで行っている具体的な業務・実施方法では、会社メールの利用が85.9%で最も高くなりました。Web会議ツール（画像、音声）の利用や、スケジュール等の確認なども60%を超えています。

■会議のテレワーク化推進が50%超に

テレワークを行っている企業や導入予定の企業等が、始めたい・拡大したい具体的な業務・実施方法では、Web会議ツール（画像、音声）の利用が、50%を超えました。必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照が42.1%で続いています。

企業がテレワークを導入しない最大の理由は、適した仕事がないことですが、テレワークを行っている企業でも、一部の従業員が行っている場合も多い状況です。まずは、できるところから始めることも大切でしょう。

テレワークで行っている/新たにテレワーク化したい・テレワーク利用を拡大したい業務・実施方法（複数回答、%）

具体的な業務・実施方法	行っている (1,569)	始めたい・拡大 したい (1,308)
会社メールの利用	85.9	39.8
Web会議ツール（画像、音声）の利用	67.8	55.0
スケジュール等の確認	66.5	37.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等にアクセスして参照	64.6	42.1
テレワーク端末でインターネット閲覧	54.5	24.0
ファイルサーバや社内ポータル等の情報を外部から更新（ファイルの差し替え等）	46.3	32.7
チャットツール（文字）の利用	43.8	22.9
テレワーク端末内でローカル作業（必要な社内情報は事前に端末に保存）	40.1	25.4
チャットツール（ファイル共有）の利用	36.8	22.9
音声通話（チャット／IP電話等）の利用	36.1	21.9
申請処理等のワークフロー処理を外部から実施	31.3	35.5
必要な社内情報をファイルサーバや社内ポータル等からダウンロードして端末に保存	30.7	19.3
社内システムの管理・メンテナンスを実施	23.3	27.3
その他	5.7	11.4

総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」より作成

※総務省「テレワークセキュリティに係る実態調査（1次実態調査）報告書」

全国の従業員数10人以上の企業3万社を対象に、2020年7～8月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にあつては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2021年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書の提出

2. 財産債務調書の提出

3. 確定申告の税額の延納の届出書

4. 個人の青色申告の承認申請

5. 所得税の更正の請求

6. 障害者の法定雇用率の引き上げ

7. 同一労働同一賃金に関する法律の施行（中小企業）

1. 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日（4月15日に延長）までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書の提出

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日（4月15日に延長）です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日（4月15日に延長）、延納期限は納付した年の5月31日です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日（4月15日に延長）までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、原則、法定申告期限から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

6. 障害者の法定雇用率の引き上げ

令和3年3月から障害者の法定雇用率が引き上げになります。民間企業では、現行の2.2%から2.3%へと引き上げになり、障害者雇用の義務の範囲が従業員数43.5人以上の企業にまで広がります。

7. 同一労働同一賃金に関する法律の施行（中小企業）

令和3年4月から、中小企業においても同一労働同一賃金に関する法律が施行されます。企業の実態に応じて、正規労働者と非正規労働者の間に不合理な待遇差があれば、それを解消することが求められます。



2021.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。
また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれ
のないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	月	赤口	
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	
5	金	仏滅 啓蟄	
6	土	大安	
7	日	赤口	
8	月	先勝	
9	火	友引	
10	水	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分）
11	木	仏滅	
12	金	大安	
13	土	友引	
14	日	先負	
15	月	仏滅	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）※、所得税納付期限（現金納付）※ ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限※ ●確定申告の税額の延納の届出期限※ ●所得税の総収入金額報告書提出期限※ ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く）※ ●贈与税の申告の提出・納付期限※
16	火	大安	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負 春分の日	
21	日	仏滅	
22	月	大安	
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	
31	水	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付）※ ●有害物ばく露作業報告書の提出

（※）4月15日に延長